

神戸大学グリークラブ規約

制定 平成二十七年一月一日

神戸大学グリークラブ（以下「本団」とする）は、本団の構成員（以下「団員」とする）が合唱を通じ才能を活かし伸ばすことによって充実した学生生活を達成することを目指して活動する。そして活動を通じ、団員が神戸大学及び社会へ大きく寄与できる人物になることを期待する。

本規約は、本団の在り方を明確にし、団員が本団の一員として振る舞う時又は本団の運営を行う時、その行動を決定するための判断の拠り所となることを目的として制定する。

第一章 総則（第一条 - 第五条）

第二章 組織

第一節 定義（第六条 - 第十五条）

第二節 役員（第十六条 - 第二十条）

第三節 パート

第一款 総則（第二十一条）

第二款 パート役員（第二十二条 - 第二十四条）

第四節 総会（第二十五条 - 第三十条）

第五節 運営協議会（第三十一条 - 第三十五条）

第六節 事務局（第三十六条 - 第四十一条）

第七節 技術委員会（第四十二条 - 第四十八条）

第三章 事務、会計及び監査（第四十九条 - 第五十六条）

第四章 団員

第一節 総則（第五十七条 - 第六十四条）

第二節 団員の義務（第六十五条 - 第六十七条）

第三節 休団、退団及び復団（第六十八条 - 第七十四条）

第四節 雑則（第七十五条）

第五章 顧問、技術顧問及び招聘講師

第一節 顧問（第七十六条 - 第七十八条）

第二節 技術顧問（第七十九条 - 第八十一条）

第三節 招聘講師（第八十二条・第八十三条）

第六章 OB（第八十四条・第八十五条）

第七章 ハラスメント防止（第八十六条 - 第八十八条）

第八章 個人情報の取扱い（第八十九条 - 第九十三条）

第九章 改正（第九十四条・第九十五条）

第十章 雑則（第九十六条 - 第九十八条）

附則

第一章 総則

第一条（名称）

本団の名称は、「神戸大学グリークラブ」とする。

第二条（目的）

本団の目的は、神戸大学において学生が男声合唱形式の音楽を共有して行う場を提供することにより団員各自の音楽性を向上させること、そして課外活動を集団で行うことにより社会の規範を学び社交性を身に着けることである。

第三条（所属）

本団は、神戸大学文化総部に所属する。

第四条（本部）

本団の本部は、神戸大学六甲台第1キャンパス課外活動第一共用施設二階にあるグリークラブ部室に置く。

第五条（活動内容）

第二条の目的を達成するために、本団は次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 年一回の定期演奏会
- 二 音楽に関する神戸大学内外での公演活動
- 三 神戸大学の式典等への協力
- 四 団員相互の理解と親睦に必要な活動
- 五 その他、第二条の目的に沿う活動

第二章 組織

第一節 定義

第六条（役員及びその定員）

本団に、次の各号に掲げる役員を置く。

その詳細は、第二節において定める。

- | | |
|--------|----|
| 一 部長 | 一名 |
| 二 副部長 | 一名 |
| 三 正指揮者 | 一名 |
| 四 副指揮者 | 一名 |
| 五 事務局長 | 一名 |
| 六 会計役員 | 一名 |
| 七 監査役員 | 一名 |

第七条（パート）

男声四部合唱の声部に則し、次の各号に掲げる四つのパートを置く。

- 一 トップテノール
- 二 セカンドテノール
- 三 バリトン
- 四 ベース

パート及び次項に定めるパート役員の詳細は、第三節において定める。

2 (パート役員及びその定員)

パートごとに、次の各号に掲げるパート役員を置く。

- 一 パートリーダー 一名 (四パートで計四人)
- 二 副パートリーダー 一名 (四パートで計四人)
- 三 パートマネージャ 一名 (四パートで計四人)

第八条 (総会)

本団の意思決定機関として、総会を置く。

その詳細は、第四節において定める。

第九条 (運営協議会)

本団の運営方針を協議し決定するための機関として、運営協議会を置く。

その詳細は、第五節において定める。

第十条 (事務局)

運営協議会の示した方針に従い実際に業務を行う機関として、事務局を置く。

事務局は、次の各号に掲げる者及び係により構成する。

- 一 事務局長
- 二 係
 - イ 会計係
 - ロ 舞台係 (ステージマネージャ)
 - ハ 渉外係
 - ニ 渉内係
 - ホ 場所係 (ルームマネージャ)
 - ヘ OB 係
 - ト 編集係
 - チ 記録係
 - リ 資料係 (ライブラリアン)
 - ヌ web 係
 - ル 合宿係

その詳細は、第六節において定める。

第十一条 (技術委員会)

本団の公演及び練習を指導及び監督し、音楽活動及び音楽技術を統括する機関として、技術委員会を置く。

技術委員会は、次の各号に掲げる者及び係により構成する。

- 一 正技術係
 - イ 正指揮者
 - ロ パートリーダー
- 二 副技術係
 - イ 副指揮者
 - ロ 副パートリーダー
- 三 孫技術係
 - イ 孫指揮者
 - ロ 孫パートリーダー

その詳細は、第七節において定める。

第十二条（学年代表及び学年副代表）

団員の学年ごとに、代表者及び副代表者を一名ずつ置く。

それぞれ、「学年代表」、「学年副代表」と呼称する。

第十三条（顧問）

本団に顧問を置く。

第十四条（技術顧問）

本団に技術顧問を置く。

第十五条（招聘講師）

本団の音楽技術向上のため、ボイストレーナーや伴奏者などの指導者（以下、「招聘講師」とする）を招聘することができる。

第二節 役員

第十六条（役員の仕事）

1（部長の仕事）

部長は、本団を代表し、責任者として本団の業務を統括する。

2（副部長の仕事）

副部長は、部長を補佐し、部長が欠けたときは、これを代行する。

3（正指揮者の仕事）

正指揮者は、責任者として本団の音楽活動を統括する。

4（副指揮者の仕事）

副指揮者は、正指揮者を補佐する。

5（事務局長の仕事）

事務局長は、事務局を統括し、本団の事務運営を円滑に進める責任を負う。

6 (会計役員の職務)

会計役員は、責任者として事業の会計を行う。

7 (監査役員の職務)

監査役員は、責任者として会計の監査を行う。

第十七条 (役員任期)

役員任期は、年度の初めから当年度末までの一年間とする。

第十八条 (役員選出)

1 (四回生から選出する役員)

次の各号に掲げる役員は、四回生から選出する。

- 一 部長
- 二 副部長
- 三 正指揮者
- 四 監査役員

ただし、四回生が不在のときは、在団者のうち学年が最も高い者の中から選出する。

2 (三回生から選出する役員)

次の各号に掲げる役員は、三回生から選出する。

- 一 副指揮者
- 二 事務局長
- 三 会計役員

ただし、三回生が不在のときは、在団者のうち学年が二番目に高い者の中から選出する。

3 (役員選出の慣例)

慣例的に、次の各号に掲げる役員は、それぞれの号の()の中に定める者が務める。

- 一 部長 (当年度の四回生の学年代表)
- 二 副部長 (当年度の四回生の学年副代表)
- 三 正指揮者 (前年度に副指揮者を務めた者)
- 四 副指揮者 (前年度に孫指揮者を務めた者)
- 五 事務局長 (当年度の三回生の学年代表)
- 六 会計役員 (当年度の会計係の長)
- 七 監査役員 (前年度に会計役員を務めた者)

ただし、これに異議を唱える団員がいるときは、前項の要件を満たした者を候補者として選挙を行い選出することができる。

第十九条 (役員兼任の禁止)

役員は、互いにこれを兼任してはならない。

第二十条 (役員代行)

特定の役員が職務を遂行することが難しくなったときは、代行者を立てることによりその任を解くことができる。

ただし、当該役員が代行者を立てることができない場合は、他の役員の総意により代行者を指名することができる。

2 (代行者の任期)

代行者の任期は、前任者の残任期間とする。

第三節 パート

第一款 総則

第二十一条 (パートへの所属)

全ての団員は、第七条に定めるパートのうちいずれか一つに所属する。

2 (所属パートの決定方法)

所属するパートは、入団時に技術委員が判定を行い、正指揮者及び部長の承認により決定する。

3 (所属パートの変更手続)

やむを得ない理由により所属するパートの変更を希望する者は、所属するパートのパートリーダーにその理由を申請し、技術委員会及び部長の承認を得なければならない。

第二款 パート役員

第二十二条 (パート役員の職務)

1 (パートリーダーの職務)

パートリーダーは、パートの最終意思決定を担う。

また、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 技術委員としてパートの練習を指導及び監督し、パートの音楽活動及び音楽技術に責任を負うこと
- 二 パート構成員の練習への出欠席について、パートマネージャから報告を受け、これを正指揮者に報告すること
- 三 パート構成員の行事への出欠席について、パートマネージャから報告を受け、これを部長に報告すること

2 (副パートリーダーの職務)

副パートリーダーは、パートリーダーを補佐し、パートリーダーに支障があるときは、これを代行する。

また、技術委員としてパートの練習を指導及び監督し、パートの音楽活動及び音楽技術に部分的に責任を負う。

3 (パートマネージャの職務)

パートマネージャは、当該パートの運営を円滑に進めるため次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 パート構成員の練習及び行事への出欠席を集計し、パートリーダーへ報告すること

- 二 パート構成員へ練習及び行事の連絡し、その連絡を徹底する責任を負うこと
- 三 パートの会計の管理
- 四 パートのレクリエーションの幹事
- 五 パートのOBとの連絡窓口となること

第二十三条（パート役員の任期）

パート役員の任期は、年度の初めから当年度末までの一年間とする。

第二十四条（パート役員の選出）

パート役員は、パートごとに、当該パートに所属する在団者の中から選出する。

2（四回生から選出するパート役員）

次の各号に掲げるパート役員は、四回生から選出する。

- 一 パートリーダー

ただし、パートに四回生が不在の場合は、当該パートに所属する在団者のうち学年が最も高い者の中から選出する。

3（三回生から選出するパート役員）

次の各号に掲げるパート役員は、三回生から選出する。

- 一 副パートリーダー
- 二 パートマネージャ

ただし、パートに三回生が不在の場合は、当該パートに所属する在団者のうち学年が二番目に高い者の中から選出する。

4（パート役員選出の慣例）

慣例的に、次の各号に掲げるパート役員は、それぞれの号の（ ）の中に定める者が務める。

- 一 パートリーダー（前年度に副パートリーダーを務めた者）
- 二 副パートリーダー（前年度に孫パートリーダーを務めた者）

ただし、パート内でこれに異議を唱える団員がいる場合は、前項の要件を満たした者を候補者として、当該パート内で選挙を行い選出することができる。

第四節 総会

第二十五条（総会の地位）

総会は本団最高の意思決定機関である。

第二十六条（総会の開催）

通常総会は、毎年度一回以上開催する。

2（臨時総会）

臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- 一 団員現在数の三分の一以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- 二 運営協議会から会議の目的たる事項を示した書面により開催の請求があったとき
- 三 その他部長が必要と認めたとき

3 (総会開催の請求があった時)

前項第一号又は第二号の規定により請求があったときは、部長は、その請求のあった日から三十日以内に総会を招集しなければならない。

4 (総会の招集)

総会を招集するときは、招集者は、開催しようとする日の七日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって全ての団員に通知しなければならない。

第二十七条 (総会の権能)

総会は、本規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 役員引継ぎと任命
- 二 パート役員引継ぎと任命
- 三 事務員引継ぎと任命
- 四 技術委員引継ぎと任命
- 五 本規約及び本団で定められた諸規約の改正
- 六 運営協議会が総会に決定を委ねた事項
- 七 その他、本団の運営に関する重要な事項

第二十八条 (議長)

総会の議長は、部長が務める。

第二十九条 (議決方法)

1 (定足数)

総会は団員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 (議決事項)

総会においては、第二十六条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 (議決)

総会の議事は、第三十条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 (議長の扱い)

議長は、前項の「出席した構成員」として総会の議決に加わることができない。

5 (総会により決定した事項の扱い)

総会により決定した事項について、議長は、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを全ての団員に配布しなければならない。

第三十条（特別議決事項）

次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 本規約の変更
- 二 本団の解散
- 三 団員の除名
- 四 除名された者の復団

第五節 運営協議会

第三十一条（運営協議会の権能）

運営協議会は本団運営の中心で、第二条の目的に沿って本団の運営方針を協議し決定する。

第三十二条（運営協議会の構成員）

運営協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 部長
- 二 副部長
- 三 正指揮者
- 四 副指揮者
- 五 事務局長
- 六 会計役員
- 七 パートマネージャ
- 八 事務局の各係の主任

第三十三条（運営協議会の代表者）

運営協議会の代表は、部長が務める。

第三十四条（定例会議）

運営協議会は、授業期間中（試験期間を除く）は毎週一回以上、夏期休暇、冬期休暇、及び春期休暇の期間中は半月に一回以上、定例の会議を開催しなければならない。

2（定例会議の議長及び書記）

定例会議の議長は、部長が務める。書記は、事務局長が務める。

3（定例会議を欠席する時の手続）

第三十二条の各号に掲げた者が本条に定める定例会議に欠席するときは、報告事項及び連絡事項を部長に届け出なければならない。

部長が欠席する場合は、部長自身の報告事項及び連絡事項のほか、前文の規定により受け取った報告事項及び連絡事項も副部長に届け出なければならない。このとき、定例会議の議長は副部長が代行する。

第三十五条（技術委員会の優越）

音楽活動に関する決議は技術委員会及びその代表である正指揮者がこの権限を持つ。

正指揮者を招集せず運営協議会でこれに関わる議決がなされればそれは無効である。

第六節 事務局

第三十六条（事務局の権能）

事務局は本団の事務を執り行う。その業務に当たっては、運営協議会の示した方針に従う。

第三十七条（事務局の代表者）

事務局の代表は、事務局長が務める。

第三十八条（事務局を構成する係の職務）

1（会計係の職務）

会計係は、会計役員の下、会計事務を執り行う。

2（舞台係の職務）

舞台係は、本団の主催又は共催する演奏会の舞台進行を司る。

3（渉外係の職務）

渉外係は、本団と外部との連絡全般を司る。

4（渉内係の職務）

渉内係は、各種雑務を行う。

5（場所係の職務）

場所係は、練習場所の確保を行う。

6（OB 係の職務）

OB 係は、本団と OB との連絡窓口を担う。

7（編集係の職務）

編集係は、本団の主催又は共催する演奏会のパンフレット及びチラシをはじめ、本団の発行する各種出版物の作成を行う。

8（記録係の職務）

記録係は、演奏会をはじめとする本団の活動の記録を行う。

9（資料係の職務）

資料係は、本団の所有する楽譜及び音源等の管理を行う。

10（web 係の職務）

web 係は、web を通じて本団の活動を団外に広く周知する。

また、本団の業務に使用する各種 web サービスの管理し、本団の各組織がそれを適切に使用するよう監督する。

11（合宿係の職務）

合宿係は、本団の主催する合宿の幹事を担う。

第三十九条（事務員の任期）

事務局の構成員（「事務員」という）の任期は、一回生の秋期から三回生の年度末までの二年と半年の間とする。

このうち、三回生の年度初めから年度末までの一年間は各係の主任を担う。

ただし、事務局長及び会計役員の任期は、第十七条の規定に従う。

第四十条（事務員の選出）

事務員は、一回生の夏期に、上回生の助言並びに一回生内での立候補及び他薦により選出する。

ただし、事務局長及び会計役員の選出は、第十八条の規定に従う。

第四十一条（事務員の代行）

特定の事務員が職務を遂行することが難しくなったときは、代行者を立てることによりその任を解くことができる。

ただし、当該事務員が代行者を立てることがかなわない場合は、その係の総意により代行者を指名することができる。

また、事務局長及び会計役員の代行は、第二十条の規定に従う。

2（代行者の任期）

代行者の任期は、前任者の残任期間とする。

第七節 技術委員会

第四十二条（技術委員会の権能）

技術委員会は本団の音楽活動及び音楽技術に責任を負う。

技術委員会は次の各号に掲げる権限を持つ。

- 一 本団の主催又は共催する演奏会の企画
- 二 本団でない団体又は個人の開催する演奏会又は行事への出演の企画
- 三 練習の開催及び練習計画の策定
- 四 団員への音楽的指導
- 五 オーディションの開催

第四十三条（技術委員会の代表者）

技術委員会の代表は、正指揮者が務める。

第四十四条（技術委員の任期）

技術委員会の構成員（「技術委員」という）の任期は、二回生の春期から四回生の年度末までの、二年と四分の三年の間とする。

第四十五条（技術委員の選出）

技術委員は、二回生の冬期に、上回生の助言並びに二回生内での立候補及び他薦により選出する。

選出された技術委員は、二回生の間は孫技術係として、三回生の間は副技術係として、そして四回生の間は正技術係として、持ち上がりで職務を遂行する。

第四十六条（技術委員の代行）

特定の技術委員が職務を遂行することが難しくなったときは、代行者を立てることによりその任を解くことができる。

ただし、当該技術委員が代行者を立てることがかなわない場合は、他の技術委員の総意により代行者を指名することができる。

2（代行者の任期）

代行者の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十七条（練習、公演又は出演の企画）

技術委員会で練習、公演又は出演を企画した場合は、直ちに運営協議会に報告しなければならない。

第四十八条（オーディション）

1（オーディションの目的）

オーディションの目的は、団員個人に一人で歌うという経験をさせ、それをきめ細やかに指導することにより各々の音楽レベルを向上させることである。

2（オーディション不合格者の取扱い）

前項の目的を達成するため、オーディションに不合格になった者を対象に、再オーディションを行う。

再オーディションは対象の全員が合格するまで対象者を絞り込みながら繰り返し行う。

なお、二回目以降の再オーディションは、対象者のそれぞれに克服すべき練習課題を与えることでこれに代えることができる。

3（オーディション開催の通知）

オーディションを開催するときは、開催しようとする日の七日前までに、全ての団員に通知しなければならない。

再オーディションを開催するときは、その対象者が決定し次第直ちに対象者を含む全ての団員に通知しなければならない。

4（オーディション不参加者の取扱い）

オーディション及び再オーディションに一切参加しなかった者は、当該の公演への参加を認めない。

第三章 事務、会計及び監査

第四十九条（書類及び帳簿の備え付け）

本団は、第四条に定める本部に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかななければならない。

- 一 本団の定める諸規約を記載した書面
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面

- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他部長が必要と認めた書類

第五十条（事業年度及び会計年度）

本団の事業年度及び会計年度は、毎年一月一日に始まり、当年十二月三十一日に終わる。

ただし、当年度の定期演奏会が当年十二月三十一日よりも後に行われる場合は、その定期演奏会の行われた月の末日をもって当年度を終了し、その翌日から次年度を開始する。

本規約において特に断りなく「年度」という場合には事業年度を指すものとする。

2（四半期の定義）

毎年一月一日から三月三十一日までを「冬期」、四月一日から六月三十日までを「春期」、七月一日から九月三十日までを「夏期」、十月一日から十二月三十一日までを「秋期」と呼称する。

ただし、当年度の開始日が一月一日でないときも上記のとおりとする。

3（半期の定義）

春期と夏期を合わせて「前期」、秋期と冬期を合わせて「後期」と呼称する。

第五十一条（資金）

本団の資金は、次の各号に掲げるものによる。

- 一 団員の納める団費
- 二 本団 OB からの寄付金
- 三 神戸大学育友会からの助成金
- 四 その他収入

第五十二条（会計区分）

本団の会計は次の各号に掲げる区分を持ち、その会計に当たっては、他と区別して経理を行う。

- 一 一般会計
- 二 特別会計
 - イ 演奏会特別会計
 - ロ 合宿特別会計
 - ハ 新歓特別会計
- 三 共同購入会計

2（一般会計）

一般会計は、本団の事務全般の会計を行う。

3（演奏会特別会計）

演奏会特別会計は、本団の主催又は共催する演奏会について、その演奏会ごとに設ける。

4（合宿特別会計）

合宿特別会計は、本団の主催する合宿について、その合宿ごとに設ける。

5（新歓特別会計）

新歓特別会計は、本団の新入生勧誘の会計を行う。

6 (共同購入会計)

共同購入会計は、楽譜等団員が個人で使用する物品を本団で大量一括購入する際の会計を行う。

第五十三条 (事務経費支弁の方法)

本団の事務に要する経費は、第五十一条の資金をもって充てる。

第五十四条 (金銭出納の明確化)

出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にいき、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

第五十五条 (金銭の収納)

金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 (金融機関への振込の方法により入金する場合)

金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合を除き、領収証を発行しないものとする。

第五十六条 (領収証の徴収)

金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。

ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 (金融機関への振込の方法により支払を行う場合)

金融機関への振込の方法により支払を行う場合は、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

第四章 団員

第一節 総則

第五十七条 (団員)

本団の団員は、神戸大学及び大学院に籍を有する学生により構成する。

ただし、神戸大学以外の大学又は大学院に籍を置く者であっても、顧問、部長及び正指揮者の承認を得れば本団の団員となることができる。

第五十八条 (入団)

第六十四条に定める在団登録手続を初めて完了した日をもって「入団」と定義する。

第五十九条 (退団)

本団の籍を脱することを「退団」とする。

第六十条 (卒団)

四回生の年度が終了した日をもって「卒団」とし、自動的に退団する。

ただし、二回生以降に入団した者は、この日をもって卒団するか、入団した年から数えて四年目の年度が終了した日をもって卒団するかを選択する。

第六十一条（在団）

入団してから、卒団又は退団するまでを「在団」と定義する。

本団に在団している者を「在団者」という。

在団者のうち、第六十二条に定める休団の状態にない者の数を「団員現在数」という。

第六十二条（休団）

本団に籍を残したまま、本団の活動への参加を休止することを「休団」とする。

第六十三条（復団）

休団者が本団の活動への参加を再開すること又は退団者が再び入団することを「復団」という。

第六十四条（在団登録手続）

第五十七条を満たし、在団を希望する者は、神戸大学の定める手続（以下、「神戸大学による部員登録手続」という）により本団の「部員」として登録されなければならない。

その際には、次の各号に掲げる個人情報を本団に所定の方法で提出しなければならない。

- 一 本人の個人情報
 - イ 氏名
 - ロ 学籍番号（神戸大学以外に籍を置く場合は、所属する学校名と学籍番号）
 - ハ 現住所
 - ニ 連絡先
- 二 親権者の個人情報
 - イ 氏名
 - ロ 現住所
 - ハ 連絡先

これらの個人情報を、本団は第八章に定めるとおりに適切に運用しなければならない。

2（提出された個人情報の使途）

提出された個人情報は、本団から団員本人又はその親権者へ連絡するために使用する。

また、神戸大学による部員登録手続のために神戸大学に提供する。

3（提出された個人情報の外部提供）

提出された個人情報は、神戸大学による部員登録手続のために神戸大学に提供するほかは、外部には一切提供しない。

4（提出された個人情報の管理者）

提出された個人情報の管理者は部長とする。

5（登録の更新）

在団者は、登録された情報に変更があった時は速やかに更新しなければならない。

また、神戸大学による部員登録手続は学校年度が改まるごとに行わなければならない。

第二節 団員の義務

第六十五条（行事参加の義務）

団員は第五条に定めた諸行事に参加しなければならない。

ただし、次の各号に掲げる者はその限りでない。

- 一 運営協議会又は技術委員会により当該行事の参加者の選定が行われた場合で、当該行事に参加すべき者から除外された者
- 二 第六十八条に則り当該行事を含む期間を休団している者
- 三 授業、実習その他学生の本分とする活動を行うために当該行事への参加が難しい場合で、部長により欠席の承認を受けた者
- 四 疾病等やむを得ない場合で、部長により欠席の承認を受けた者

第六十六条（練習出席の義務）

団員は練習に出席しなければならない。

ただし、第六十五条のただし書に掲げる者はその限りでない。

2（練習状況の芳しからぬ者への措置）

授業、実習その他学生の本分とする活動外での遅刻、早退若しくは欠席の多い者、又は練習状況の芳しからぬ者に対して、パートリーダー（本人の場合はその学年）は警告を出す。

改善されない場合、運営協議会は相応の処分を行う。

練習及び公演に支障を来しうる場合、技術委員会はこのことを要求できる。

第六十七条（団費納入の義務）

団員は次の各号に掲げるとおりに団費を納めなければならない。

- 一 一回生の団費は、半期につき一万円とする。
- 二 二回生の団費は、半期につき一万五千元とする。
- 三 三回生の団費は、半期につき二万円とする。
- 四 四回生の団費は、半期につき二万円とする。
- 五 大学院に籍を置く者又はそれに相当する学年の者の団費は、半期につき二万円とする。

2（団費納入の方法）

団費は、会計役員の定める納入期限までに、パートごとにパートマネージャが回収し会計係員に引渡す。

会計役員は、納入期限の三十日前までに、納入期限と納入金額を全ての団員に通知しなければならない。

3（団費の免除）

次の各号に掲げる者は、それぞれの号の（ ）の中に定めるとおりに団費を免除する。

- 一 初めて入団した者（入団した日を含む半期分を免除する。）

- 二 休団を承認され、休団期間中に前期又は後期のそれぞれの半期に主として行われる演奏会が含まれていた者（その演奏会のある半期分を免除する。ただし、休団前にその期の団費を納めていた場合を除く。この場合納めた団費は返金されない。）
- 三 経済的事由により団費支払に支障のある者で運営協議会の承認を受けた者（支払が可能になるまで延滞を認める。ただし、その限度は最大で卒団又は退団から三年後までとする。）

4 （団費を滞納した時の措置）

許可又は理由なく団費を滞納した場合、会計役員はその者に対し警告を出す。

警告を受けた者は、警告を受けた日から三十日以内に団費を納めなければならない。

5 （悪質な団費滞納への措置）

会計役員の警告を無視して団費の滞納を続けた者について、会計役員は運営協議会に対し、第七十三条に定める除名を適用することを進言することができる。

6 （滞納された団費の督促及び徴収の方法）

卒団又は退団した時に延滞残高が生じた場合、会計役員は法の許す限り、当該者の卒団又は退団の後も督促を続ける。

督促にかかる諸経費も徴収額に加算する。

第三節 休団、退団及び復団

第六十八条 （休団手続）

休団しようとする者は、運営協議会にその理由と期間を申請し、承認を得なければならない。

2 （休団手続をしなければならない欠席期間の基準）

三週間以上欠席する場合は、あらかじめ休団手続をしなければならない。

ただし、急病などやむを得ない場合は事後申請も可とする。

3 （休団ではなく退団しなければならない場合）

六か月以上の休団を見込み、かつ、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、退団しなければならない。

- 一 休団明けの練習若しくは行事への出席又は演奏会への出演の具体的な日付を指定できない者
- 二 定期演奏会に続けて出演することができない者

第六十九条 （休団期間満了後の復団義務）

休団者は、運営協議会に申請し承認された期間（「休団期間」という）を満了したときは、直ちに復団しなければならない。

これに従わない場合は、休団していた期間の練習、行事及び演奏会に無断欠席したものとみなす。

すなわち、第六十五条及び第六十六条に定めた義務の不履行となり、第七十三条に定める除名の適用対象となりうる。

第七十条 （休団期間の延長）

やむを得ない理由により休団期間満了後の復団が難しい場合は、最大二回まで休団期間を延長することができる。

休団期間を延長しようとする者は、当初申請していた期間が満了する前に、運営協議会にその理由と延長する期間を申請し、承認を得なければならない。

2（休団期間の延長が認められない場合）

休団期間の延長を申請しようとしている時点において、運営協議会に承認されている休団期間と延長を希望する期間の和が六か月を超え、かつ、第六十八条第3項に掲げる各号の場合のいずれかに該当するときは、退団しなければならない。

第七十一条（退団手続）

退団しようとする者は、運営協議会にその理由を申請し、承認を得なければならない。

第七十二条（退団者の復団）

退団した者が復団するときは、運営協議会に申請し、承認を得なければならない。

ただし、第七十三条に基づき退団した者はこれに則する。

第七十三条（除名）

次の各号に掲げる者について、運営協議会はその除名を総会に発議することができる。

- 一 第六十五条、第六十六条及び第六十七条に定める団員の義務を履行せず、運営協議会が悪質と認められた者
- 二 その他、団員として許すべからざる行いをしたと運営協議会が認めた者

総会で除名が承認された場合、その者は強制的に退団する。

2（除名された者の復団）

除名された者が復団しようとするときは、総会で承認を受けなければならない。

ただし、除名されてから満一年を経過していない者が復団することは許されない。

第七十四条（長期無断欠席者の取扱い）

六か月以上の長期に渡り無断欠席をしている者は、欠席の開始日から六か月を経過した日をもって退団したものとみなす。

第四節 雑則

第七十五条（団員への貸与品）

本団は、団員一人一人に対し、次の各号に掲げる物品を貸与する。

- 一 ステージ衣装用白ブレザー
- 二 ステージ衣装用赤ネクタイ

2（貸与品の取扱い）

団員は、貸与された物品を毀損及び紛失の無いよう適正に管理しなければならない。

3 （貸与の時期）

入団時に貸与する。

4 （返却の時期）

卒団又は退団したときには遅滞なく本団に返却しなければならない。

5 （返却を怠った場合の措置）

卒団又は退団したときに返却を怠った場合の措置は、第六十七条第6項に定める滞納された団費の督促及び徴収の方法に準ずる。

第五章 顧問、技術顧問及び招聘講師

第一節 顧問

第七十六条 （顧問の職務）

顧問は、本団の運営について、部長の諮問に答える。

第七十七条 （顧問の依頼）

顧問は、神戸大学の教員で音楽への理解のある者に、部長が依頼する。

第七十八条 （顧問との連絡）

本団と顧問との連絡窓口は、部長が務める。

部長は、顧問に、本団の活動状況を定期的に報告しなければならない。

本団を運営するに当たり問題が生じたときは、部長は速やかに顧問に相談しなければならない。

第二節 技術顧問

第七十九条 （技術顧問の職務）

技術顧問は、本団の音楽活動及び音楽技術について、正指揮者の諮問に答える。

第八十条 （技術顧問の選任）

技術顧問の選任は、顧問又はその委任を受けた者が行う。

第八十一条 （技術顧問との連絡）

本団と技術顧問との連絡窓口は、正指揮者が務める。

正指揮者は、技術顧問に、本団の活動状況を定期的に報告しなければならない。

本団を運営するに当たり問題が生じたときは、正指揮者は速やかに技術顧問に相談しなければならない。

第三節 招聘講師

第八十二条 （招聘講師の選任）

招聘講師の選任は、技術顧問又はその委任を受けた者が行う。

第八十三条（招聘講師との連絡）

本団と招聘講師との連絡窓口は、正指揮者が務める。

第六章 OB

第八十四条（OB）

次の各号に掲げる者は、本団のOBとして認める。

- 一 卒団した者
- 二 退団した者のうち、通算満二年以上在団し、かつOBとなることを希望する者

ただし、第七十三条に基づき除名された者は除く。

除名された者がOBとなることを希望するときは、OBでありかつ当該者の同回生（不在の場合は直近の上回生）である者全員の同意が得られた場合に限り、当該者のOB登録手続をすることができる。

第八十五条（OB登録手続）

OB登録手続の際には、次の各号に掲げる個人情報を本団に所定の方法で提出しなければならない。

- 一 提出必須の個人情報
 - イ 氏名
 - ロ 神戸大学（神戸大学以外に籍を置く場合は、所属する学校）への入学年度（ここで言う年度とは学校年度を指す）
- 二 提出任意の個人情報
 - イ 現住所
 - ロ 連絡先
 - ハ 勤務先

これらの個人情報を、本団は第八章に定めるとおりに適切に運用しなければならない。

2（提出された個人情報の使途）

提出された個人情報は、本団からOBへ連絡するために使用する。

3（提出された個人情報の管理者）

提出された個人情報の管理者はOB係とする。

4（提出された個人情報の外部提供）

提出された個人情報は、本団の内部でのみ使用し、外部にはOBを含め一切提供しない。

ただし、次の各号に掲げる本団のOB団体からOBへ連絡するために、次の各号に掲げるOB団体に限り、提供することがある。なお、これらのOB団体への提供の可否は、すべて拒否することも含め、それぞれのOBが個別に指定できるものとする。

- 一 六甲男声合唱団
- 二 東京六甲男声合唱団

- 三 関西 OB 会
- 四 東京 OB 会

5 (提出された個人情報に対する OB の権利)

OB は、OB 登録手続のために提出された自身の個人情報について、次の各号に掲げる権利を有する。

- 一 登録情報の変更
- 二 登録情報の削除
- 三 登録情報の提供範囲の指定

第七章 ハラスメント防止

第八十六条 (ハラスメントの防止)

全ての団員はハラスメントの防止に努めなければならない。

第八十七条 (ハラスメント発生時の措置)

本団内でハラスメントが発生したときは、部長は直ちに顧問に報告しなければならない。

ただし、部長が加害者の場合は被害者が直接顧問に報告することができる。

運営協議会は顧問の助言に従い該当者を処分する。

第八十八条 (ハラスメント相談窓口への報告)

ハラスメントの被害者が本団内での処分に不服があるときは、神戸大学のハラスメント相談窓口へ報告し、指示を仰ぐことができる。

第八章 個人情報の取扱い

第八十九条 (使用目的の明確化)

本団が個人情報を集め使用するときは、その目的を明確にし、それを収集対象者に確実に伝えなければならない。

第九十条 (目的外使用の禁止)

本団が収集した個人情報は、第八十九条で示した目的以外に使用してはならない。

第九十一条 (外部提供の禁止)

本団が収集した個人情報は本団の内部でのみ使用し、外部に提供してはならない。

もし外部に提供する必要のある場合は、その目的と提供範囲を収集対象者に確実に伝え、同意を得なければならない。

第九十二条 (不要な個人情報の破棄)

本団が収集した個人情報は、使用目的の達成の如何を問わず、不要になった時点で直ちに破棄しなければならない。

第九十三条（個人情報の管理責任者）

本団が収集した個人情報の管理者は、収集した者とする。

ただし、その管理責任は収集した者が負うだけでなく、最終的には部長が負うものとする。

第九章 改正

第九十四条（規約改正を発議する権利）

本規約の改正を総会に発議する権利は、全ての団員が有する。

第九十五条（規約変更の報告）

本規約を変更したときは、顧問に報告しなければならない。

第十章 雑則

第九十六条（細則）

1（本団の事務の運営に必要な細則）

本団の事務の運営上必要な細則は、部長がこれを定める。

ただし、事務局の各係の運営上必要な細則は、その係の長がこれを定める。

2（本団の音楽面の運営に必要な細則）

本団の音楽面の運営上必要な細則は、正指揮者がこれを定める。

第九十七条（学年の定義）

本団における「学年」は、学校年度（当年四月一日から翌年三月三十一日まで）を基準として定義する。

当該団員の大学入学時の学年を「一回生」とし、以後学校年度が改まるごとに機械的に「二回生」、「三回生」、「四回生」と更新する。

大学学部における原級留置等は一切考慮しない。

2（事業年度と学校年度とのずれの補正）

事業年度が改まってから学校年度が改まるまでの間は、学年の呼称はそのまま、次の学年として扱う。

したがって、この期間においては、例えば本規約における「三回生」の記述は「二回生」と読み替える。

第九十八条（未成年者飲酒の禁止）

未成年者の飲酒を禁止した法律を遵守するため、本団の管理下にある場においては一回生及び二回生の飲酒を禁止する。この規定は、一回生又は二回生で二十歳以上の者についても例外なく適用する。

附則

1 (施行日)

本規約は、平成二十七年一月一日から施行する。